

預金保険制度について

広島県信用組合

■ 預金保険制度とは

預金保険制度は、預金保険機構により運営がなされており、万が一金融機関が破たんした場合にも、預金者、法律の範囲内において預金等の保護がなされる制度です。

この制度は、預金者の保護や資金決済の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としており、決済用預金は全額保護、一般預金等については元本1,000万円とその利息が保護されます。

■ 預金保険制度

[PDF 預金保険制度 \(1.48MB\)](#)

[金融庁ホームページ「預金保険制度」より](#)

■ 預金保険制度の解説

[PDF 預金保険制度の解説 \(4.46MB\)](#)

[預金保険機構ホームページ「預金者を保護するしくみ」より](#)

「預金保険制度」に関する詳しい情報は、[預金保険機構のホームページ](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00~17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1~3）

